

2018/09/20 水俣学講義（花田担当）資料

参考資料 1

水俣病に関する見解と今後の措置

昭和 43 年 9 月 26 日
厚 生 省

1 水俣病の本態とその原因

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによって起った中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。水俣病患者の発生は昭和 35 年を最後として、終息しているが、これは、昭和 32 年に水俣湾産の魚介類の摂食が禁止されたことや、工場の廃水処理施設が昭和 35 年 1 月以降整備されたことによるものと考えられる。

- (注) ①以上の見解は、昭和 40 年度の公害調査研究委託費によって、とりまとめられた熊本大学医学部水俣病研究班により編集された「水俣病」と昭和 41 年度の公害調査研究委託費により、熊本大学、熊本県、水俣市に委託して行なわれた水俣工場の水銀環境汚染調査の結果による。
- ②水俣工場に関してメチル水銀を証明したのは、アセトアルデヒド設備の精溜塔排液、同集水溝排水および沈殿物、旧酢酸ピット排水溝出口に沈殿した泥土、ガス化排水路の水苔および八幡プール泥土であつた。

2 これまでの経緯と今後の措置

(1) 経緯

- (イ) 水俣病については、厚生省は昭和 31 年以来その原因究明と対策にあたるとともに、食品衛生調査会に水俣食中毒特別部会を設け、慎重に調査、審議した結果、昭和 34 年 11 月に厚生大臣に対してその答申が提出された。
また、患者に対しては 38 年以来県、市と協力して患者の医療対策を進めてきた。
- (ロ) 昭和 34 年 12 月新日本窒素肥料株式会社と患者グループとの間において民事上の和解が成立している。
- (ハ) 昭和 35 年 2 月政府全体としての総合的見地より、水俣病の原因究明と対策を検討するため、経済企画庁に「水俣病総合対策協議会」を設け数次にわたる検討が行なわれた。
- (ニ) 本件の最終結論に関しては、本年 7 月経済企画庁長官と厚生大臣の話し合いにより、直接人の健康の被害にかかる問題であるので、公害対策基本法の主務大臣が行なうこととされた。

阿賀野川水銀中毒についての今後の措置

昭和 43 年 9 月 26 日

厚 生 省

本日、科学技術庁より阿賀野川水銀中毒に関する技術的見解が発表されたが、この見解に基づき厚生省は公害に係る疾患として今後次の対策を行なうこととする。

- (1) 医療対策 患者の医療については、公害医療研究補助金をもって県、市と協力して従来通り措置して行くとともに、新たに患者のリハビリテーションのための医療研究および発症機序の解明と治療法の確立について、新潟県および新潟大学において実施することとした。
- (2) 環境汚染防止対策 阿賀野川流域の水銀による環境汚染防止については、8月14日付の「水銀による環境汚染暫定対策要領」にもとづいて、毎年工場排水および環境汚染について県、市、新潟大学と協力し調査、監視を実施することとした。
- (3) 今後の課題 厚生省としては、今後すみやかに公害に係る紛争の処理と、被害の救済制度の確立を図るとともに、二度とこのような水銀による不幸な公害事件を引き起こすことのないよう、水銀等微量重金属による環境汚染を防止するために必要な規制を検討する。

政府の技術的見解

政府の技術的見解の要約は次のとおりである。

- (1) 本中毒の病因物質は、メチル水銀化合物であり、それが川魚に蓄積し、かかる川魚を常に多食したために発生したものである。
- (2) 阿賀野川の汚染形態としては、長期汚染の事実と、これに比較的短期間の濃厚汚染が加わった可能性があるがいずれにしても長期汚染が関与し、その程度は明らかでないが本中毒発生の基盤をなしたものと考えられる。
- (3) 長期汚染の原因是主として昭電鹿瀬工場の排水であり、阿賀野川流域に散布された農薬による汚染は無視しうるものと考えられる。
- (4) 比較的短期間の濃厚汚染の原因として、地震時の流出農薬説があるがこれを裏づける資料はない。操業中止に役立つ鹿瀬工場の管理不備については入手し得た資料の範囲において汚染源として推定することは困難である。

以上のような阿賀野川流域における水銀中毒に関する技術的見解に基づき、本疾患の発生には、昭和电工鹿瀬工場の事業活動されたメチル水銀化合物が、大きく関与して基盤となっているとみて、今後公害に係る疾患として措置を行なうこととする。

現在厚生省は、水銀中毒によるこのような事件が再び発生することのないよう、当面「水銀による環境汚染暫定対策要領」に基づいて積極的に予防対策を進めているところである。

また、すみやかに公害に係る紛争処理制度と被害の救済制度の確立をはかるとともに、水銀等微量重金属による環境汚染を防止するために必要な法規制の実現に努める所存である。



「水俣汚染魚を水俣湾に閉じ込める」として設けられた仕切り網の撤去は97年

隠された 水俣病

2009.7.17.A
2009年7月17日付
2009年7月17日付

題が「新たな水俣病の発症は
なかった」と断言つた同年
に著述された心臓病者による
論文が、立派な研究結果に
認定されるべきである。筆者
は、不知火海沿岸の住民健康
調査の必要性について心
からず思ふのである。

筆者が「新たな水俣病の発症は
なかった」と断言つた同年
に著述された心臓病者による
論文が、立派な研究結果に
認定されるべきである。筆者
は、不知火海沿岸の住民健康
調査の必要性について心
からず思ふのである。

因果関係証明できぬ

原徳寿・環境省環境保健部長

のメチル水銀量は高じない

隕菌調査未実施のままで、
当時の(水俣)魚獲物がわ

かにこづ「ちょっと出し

言わるが、

水銀を含む

魚獲物が高

いもの

水銀を含む

魚獲物が高